

国際監査・保証基準審議会御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

「監査報告書の改善」についての意見書

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、2012年6月に国際監査・保証基準審議会（以下、IAASB）が公表したコメント募集文書「監査報告書の改善」（以下、「報告書」）について意見書を提出する。当協会はアナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約25,000名の検定会員を擁する。企業会計研究会は当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む14名の委員で構成され、IASBや企業会計基準委員会（以下ASBJ）の公開草案などに対して意見を表明すると共に、IASB、ASBJや金融庁と意見交換をしている。以下、我々の意見を述べる。

全般的なコメント

当研究会は、「報告書」における提案を現在の財務報告における監査意見を大幅に改善するものとして評価する。現在の監査意見は基本的に監査結果を適正、不適正に2分するものにすぎないが、「報告書」はこれを質量ともに改善し、財務諸表ユーザーが監査対象会社を正しく理解する手がかりとなる。これまで、正常と思われた企業に突然、限定意見が付き、その翌期には倒産してしまうというような例もあった。こうした場合、株価は一挙に暴落し多くの投資家は適正な価格で売却する機会を失う。「報告書」が提案する形式の監査意見が表明されれば、注意深い投資家はより早期に財務諸表が大きく変化する可能性に気づき、対応できるであろう。「報告書」が提案する形式の監査意見がネガティブな印象を与える場合、それ自体が株価下落を招くという見方もある。ただし、この下落は上記した企業が突然倒産した場合の株価下落に比べれば、時間をかけた小幅な下落にとどまるだろう。こうしたモデレートな株価調整は資本市場の効率的な価格付けに資するものである。

「報告書」が提案する形式の監査意見を準備するためにはコストがかかるという見方もある。しかし、「報告書」は財務報告にない新たな事実の表示を求めているわけではなく、監査の過程で監査人が持った意見の表明を求めているだけなので、意見表明に伴う経営者との対話を含めても、追加的なコストは限定されており、監査コストが有意に増加することはないだろう。一方で、「報告書」が提案する形式の監査意見は、上記のように資本市場の効率的な価格付けに資するというベネフィットがある。このベネフィットはコストを大きく上回るだろう。以下、個別の質問に回答する。

1. 全般的に見て、貴方は、IAASBの改善提案が、見込まれる障害（コストを含む）を考慮に入れて、監査報告書の目的適合性と情報価値を十分に高めていると考えますか？考えた理由又は考えなかった理由。

IAASBの改善提案は、これまでは過去の財務データの検証報告にすぎなかった監査報告書を、将来を検討する手がかりを与えるものに昇華させることにより、監査報告書の目的適合性と情報価値を大幅に向上させると考える。「全般的なコメント」で述べたとおり、これによるベネフィットは障害・コストを大きく上回ると思われる。

3. 貴方は、“監査人による説明”の考え方が、監査報告書を通じて利用者にもっと情報を提供するため、監査人に求める適切な対応であると考えますか？考えた理由又は考えなかった理由。

「監査人による説明」で語られる監査人から見た当該企業の重要事項は、財務諸表ユーザーが財務報告書を読む上でのロードマップとなる点で貴重な情報である。監査人が幅広い財務情報利用者に自らが感じた重要事項を伝える手段として「監査人による説明」は適切であると考ええる。

4. 貴方は、“監査人による説明”で扱うべき事項が、監査人の判断に情報提供するための基準上の指針に基づいて、監査人の判断に委ねられねばならないことに同意しますか？同意又は不同意の理由。不同意の場合、貴方は、“監査人による説明”に含める事項の選定に当たり、監査人の意思決定プロセスを更に容易にするためには、何を行わねばならないと考えますか？

財務諸表ユーザーが「監査人による説明」に求めるのは、監査人が監査作業を通じて得た印象あるいは感触である。これらは高度に主観的・定性的なものであるが故に、扱うべき事項の判断は監査人に委ねることに同意する。これによって、「監査人による説明」の比較可能性が低下するという懸念もありうるが、「監査人による説明」に定型的な比較可能性を期待すべきでない。

他方、突然の企業倒産は資金繰りに起因して生じることが多い。ここから、「監査人による説明」に含める対象の選定に当たり、キャッシュ・フロー計算書は当然重視されるべきである。

5. “監査人による説明”の説明例は、利用者の求める情報又は意思決定上の価値を持っているか？持つか否かの理由。持たなかった場合、どの側面に価値がないか、又は何が抜けているか？具体的に言うと、監査手続及び関連する結果の記載を“監査人による説明”に含めることについて、貴方の見解はどのようなものですか。

説明例は「報告書」の提案を具体化したものとして貴重である。とりわけ、のれんや金融商品評価についての例は、企業評価における貴重なインプットとなりうる。また、「その他の情報」も監査情報と非監査情報との橋渡しとして大きな情報価値がある。

一方、監査手続の記載は、多くの場合、定型的な記述になると思われ、簡素化が必要である。具体的には標準パターンは監査事務所のウェブサイトを参照させ、これと異なる監査を行った場合のみ、概要を記述することで十分だろう。

8. 経営者による継続企業の前提の利用に係る適切性と、重要な不確実性が識別されているかどうかを扱う、継続企業に関して提案した監査人の説明に係る価値と障害について、貴方の見解はどのようなものですか？貴方は、これらの説明が有益な情報を提供し、適切であると考えますか？考える場合又は考えない場合の理由。

経営者による継続企業の前提の利用に係る適切性と、重要な不確実性の有無について監査報告書が言及するという提案は、価値と障害のバランスから適切であると考ええる。その

理由は、継続企業の前提の表明は一義的には経営者の責任であり、ここに監査人が踏み込んだ意見を表明することは現状の監査実務範囲の拡大となり、追加的なコストがかかると考えるためである。

9. 重要な不確実性が何も識別されなかったとの監査人の説明を裏付ける監査人の判断とプロセスに関して、監査報告書に追加情報を含めることの価値と障害について、貴方の見解はどのようなものですか？

「報告書」パラグラフ 30 に記述されているように、監査人が重要な不確実性はないものの、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または条件を識別した場合は、その事実は監査報告書に明記されるべきである。パラグラフ 31 はこうした明記が、財務報告に開示されていない事実の指摘にあたる懸念を述べている。仮にその事実が財務諸表から明らかに読み取れる重要な疑義を生じさせる事象または状況に関するものである場合、その事実は財務報告で開示されるべきである。この開示を可能とするように、法域によっては会計基準あるいは開示基準の改正が必要な場合もあるだろう。

10. その他の情報に関して提案された監査人の説明に関する価値と障害について、貴方の見解はどのようなものですか。

これまで、財務報告書ユーザーは監査対象である財務諸表と監査対象でない「その他の情報」は財務報告書の中で燦然と区分された質的に異なる情報とみなしてきたが、監査人が「その他の情報」について必要な説明を行うことは、両者の架け橋となり、財務報告書の意思決定有用性を高めるものとして歓迎する。価値と障害についての「報告書」の分析は妥当なものとする。

15. 財務報告書の文頭に監査人の意見と“監査人による説明”区分を配置することを含み、IAASB の提案した報告書の文例の構成が、利用者にとって最も重要な事項に関する適切な強調表示になっているかどうかについて、貴方の見解はどのようなものですか？

報告書の提案は監査人意見を大きく改善するものであり、そのシンボルとしてこれを文頭に配置することに同意する。提案された文例構成は適切であるとする。

以上